

巻 末 資 料

資料 1

「第八次やまぐち高齢者プラン」（素案）に対する意見募集の結果概要

1 意見募集の実施

(1) 募集期間

令和 5 (2023) 年12月18日（月） から令和 6 (2024) 年1月17日（水） まで

(2) プラン（素案）の閲覧方法

① 県ホームページ

② 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在、
各健康福祉センター、山口県健康福祉部長寿社会課

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール

2 提出いただいた御意見

2 件の御意見があり、その内容は次のとおりでした。

内 容	件 数
認知症施策の推進に関するもの	1
介護現場の生産性の向上の推進に関するもの	1
計	2

山口県高齢者保健福祉推進会議設置要綱

(目 的)

第1条 高齢者保健福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く県民の意見を反映させるため、山口県高齢者保健福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関すること
- (2) 計画に基づく高齢者保健福祉施策の総合的な推進に関すること
- (3) 介護保険施設等の指定及び許可並びにこれらの取消しに関すること
- (4) その他高齢者保健福祉施策の推進に関すること

(組 織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、保健医療福祉関係団体等関係者、サービス利用関係者、行政関係者等のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

(会 長)

第4条 推進会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。

(運 営)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

- 2 推進会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 推進会議は、必要に応じて、参考人の出席を求めてその意見を求めることができる。

(任 期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(部 会)

第7条 時代の要請に応じた重点的な課題に対応するため、推進会議に委員をもって構成する部会を置くことができる。

- 2 部会の運営について必要な事項は、別に定める。

(庶 務)

第8条 推進会議の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

資料 3

山口県高齢者保健福祉推進会議委員

(任期：令和5(2023)年7月1日～令和8(2026)年6月30日)

区分	所 属 等	氏 名
学 識 経 験 者	山口県立大学教授	○横 山 正 博
	山口大学大学院医学系研究科教授	田 邊 剛
	山口大学大学院医学系研究科教授	永 田 千 鶴
サービス利用 関係者	山口市介護者の会会長	来 栖 和 子
	山口県認知症を支える会連合会会長	山 下 悦 子
	山口県女性団体連絡協議会副会長	岩 田 優 美
	一般財団法人山口県老人クラブ連合会会長	平 田 武
保健・医療・ 福祉関係団体 等関係者	一般社団法人山口県医師会専務理事	伊 藤 真 一
	一般社団法人山口県病院協会常任理事	高 橋 幹 治
	公益社団法人山口県歯科医師会理事	戸 井 正 樹
	公益社団法人山口県看護協会専務理事	酒 井 恵 子
	社会福祉法人山口県社会福祉協議会専務理事	小 野 嘉 孝
	山口県訪問介護事業所連絡協議会代表	永 田 英 一
	一般社団法人山口県介護支援専門員協会会長	佐々木啓太
	山口県老人福祉施設協議会会長	内 田 芳 明
	山口県老人保健施設協議会会長	穎 原 健
	山口県地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長	福 永 健 二
	山口県リハビリテーション専門職団体協議会副会長	矢 木 田 早 苗
行 政 関 係 者	和木町保健福祉課課長	鳥 枝 靖
公 募 委 員	公募委員	新 脇 誠 一

○：会長

資料 4

計画の策定経過

令和5年 (2023)	
5月9日	高齢者対策推進本部幹事会ワーキンググループ会議
8月3日	市町高齢者福祉担当係長会議 ◇第9期介護保険事業計画等
8月24日	第1回高齢者保健福祉推進会議 ◇計画骨子案等
10月2日 ～13日	第1回圏域別連絡会議 ◇サービス見込量、圏域毎の施設整備量の調整等
11月24日	第2回高齢者保健福祉推進会議 ◇計画素案
12月7日 ～13日	第2回圏域別連絡会議 ◇サービス見込量、圏域毎の施設整備量の調整等
12月18日 ～1月17日	計画素案に対するパブリック・コメント
令和6年 (2024)	
2月15日	第3回高齢者保健福祉推進会議 ◇計画案

資料 5

数 値 目 標 一 覧

施 策	番号	指 標	現状値	目標値(R 8)
地域包括ケアシステムの基盤強化	1	地域包括支援センター運営協議会におけるセンターの評価結果を基に改善に取り組む市町数	12市町(R4)	19市町
	2	地域連携リハビリ専門職 (PT・OT・ST) の養成人数 (累計)	49人(R4)	245人
自立支援、介護予防・重度化防止の推進	3	デマンド型乗合タクシー等導入数 (累計)	62箇所(R4)	75箇所
	4	要支援・要介護認定者千人当たり居宅・地域密着型サービス事業所数	19.8箇所(R3)	21.2箇所
	5	健康寿命 (日常生活に制限のない期間の平均)	男性 73.31年 (R1) 女性 75.33年 (R1)	延伸させる
	6	通いの場への参加率	5.3%(R3)	8.0%以上
	7	通所リハビリテーションの定員総数	4,240人(R4)	4,469人
	8	介護予防等の推進の取組が充実している市町数 (国の評価指標 (市町村分) の得点が全国平均を上回った市町数)	8市町(R5)	10市町
	9	市町への支援に対する充実度 (国の評価指標 (都道府県分) の得点率)	63.0%(R5) 全国平均78.9%	全国平均を上回る
	10	成年後見制度利用促進法に基づく市町計画を策定している市町数	17市町(R4)	19市町
介護保険制度運営の適正化	11	ケアプランの重点点検を実施している市町数	6市町(R5)	19市町
在宅医療・介護連携の推進	12	訪問診療を行う病院・診療所数	300箇所(R5)	310箇所
	13	在宅療養支援病院・診療所数	167箇所(R5)	174箇所
	14	在宅療養後方支援病院数	15箇所(R5)	増加させる
	15	在宅療養支援歯科診療所数	116箇所(R5)	増加させる
	16	訪問歯科診療を行う歯科診療所数	299箇所(R2)	増加させる
	17	保険薬局に占める訪問薬剤管理指導ができる薬局の割合	96.8%(R5)	増加させる
	18	訪問リハビリテーションを実施している訪問リハビリテーション事業所数	98箇所(R3)	増加させる
	19	訪問栄養食事指導を実施している病院・診療所数	10箇所(R3)	増加させる
	20	訪問看護ステーション数	161箇所(R5)	172箇所
	21	緊急時に対応できる24時間体制の届出を行っている訪問看護ステーション数	148箇所(R5)	増加させる
	22	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数	20箇所(R5)	23箇所
認知症施策の推進	23	認知症サポーター養成数 (累計)	156,307人(R4)	187,100人
	24	認知症の本人の発信支援や施策の企画等への参画に取り組む市町数	11市町(R4)	19市町
	25	認知症サポート医養成数 (累計)	212人(R4)	288人
	26	かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者数 (累計)	1,252人(R4)	1,544人
	27	認知症カフェの設置数	110箇所(R4)	142箇所
	28	チームオレンジを設置している市町数	6市町(R4)	19市町

施 策	番号	指 標	現状値	目標値(R 8)
人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進	29	県福祉人材センターの有効求職登録者数（月平均）	339人(R4)	360人
	30	介護支援専門員登録者数（累計）	9,933人(R4)	10,500人
	31	介護員養成研修修了者数（累計）	7,215人(R4)	9,150人
	32	医療的ケアを実施できる介護職員等の認定件数(累計)	4,648件(R4)	5,292件
	33	介護ロボットの導入を支援した施設数（累計）	104施設(R4)	200施設
	34	I C Tの導入を支援した施設数（累計）	277施設(R4)	600施設
社会参画の促進	35	地域の支援ニーズとのマッチング会議への参加老人クラブ数（累計）	85クラブ(R4)	300クラブ
就労に向けた支援	36	65歳から69歳までの働く男女の割合	51.0%(R4)	58.0%

【あ】○あいかさねっと（やまぐち社会貢献活動支援ネット）

ボランティアをしたい個人・団体・事業者（企業）とボランティアをしてほしい団体をつなぐインターネット上のマッチングサイト。

○アウトリーチ

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということを意味し、社会福祉の実施機関が、潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるよう働きかける取組。

【い】○医療・介護情報基盤

医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤のこと。

○医療情報との突合

医療と介護の重複請求の排除等を図るため、医療担当部署等と連携を図りつつ、受給者（利用者）の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うこと。

○医療制度改革

急速な高齢化等、医療制度を取り巻く環境の変化に対応し、制度を持続可能なものへと再構築していくために行われた構造的な改革。平成18(2006)年6月に関連法案が成立。

【え】○栄養改善

生活機能や免疫機能の維持・向上のためには適正なたんぱく質やエネルギーを摂取することが大切であり、介護予防の観点から低栄養状態の予防や栄養の改善を図るもの。

○エルダー・メンター制度

エルダー制度とは、先輩職員が教育係になり、新人職員と2人1組となって、実務的な指導や職場生活上の相談を担う制度。メンター制度とは、知識や経験の豊かな先輩職員が新人職員の相談役となり、新人職員の精神的なサポートをする制度。

【お】○往診

患者・家族等の求めに応じて、患家に赴いて行う緊急性の高い診療のこと。

【か】○介護員養成研修

訪問介護員（ホームヘルパー）などの介護職員が、その業務に必要な知識・技術等を修得するための研修。介護職員初任者研修と生活援助従事者研修がある。

○介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度において、サービス計画（ケアプラン）の作成・管理をはじめ、サービス事業者や介護施設等との連絡調整などの介護支援サービスを行う専門職。

○介護職員処遇改善加算

キャリアパス（職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系、資質向上のための計画、経験・資格等に応じた昇給など）の整備や職場環境改善を行う事業所に対して、介護職員の賃金改善のために介護報酬を加算する制度。

○介護職員初任者研修

介護福祉士以外の者が、訪問介護・介護予防訪問介護・夜間対応型訪問介護の業務に従事するための研修。平成25(2013)年4月から訪問介護員養成研修2級課程が介護職員初任者研修へ移行。

○介護職員等による医療的ケア

喀痰吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われる医行為。喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）を指す。

○介護助手

福祉・介護事業所などで、部屋の掃除やシーツ交換、下膳、利用者の話し相手など、福祉・介護の補助業務を行う者。

○介護給付適正化システム

国民健康保険団体連合会が運営するシステムで、介護給付の状況について、給付実績データ等から、不適正・不正な可能性がある利用者や事業所を抽出し、サービスの改善・不正の摘発に活用することで、改善適正化を推進することが可能なシステム。

○介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。介護に関する専門的知識・技術を持って、施設の介護職員や訪問介護員（ホームヘルパー）として、介護業務及び介護に関する指導等を行う者。

○介護福祉士修学資金貸付制度

介護福祉士養成施設の入学者に対して、月々の修学資金をはじめ、入学時、就職時の準備金及び国家試験受験対策費用などの資金の貸付を行う制度。県内の社会福祉施設等に一定期間勤務した場合には、返還金が免除。

○介護保険財政安定化基金

介護保険法に基づき、介護保険財政の安定化に資するため、保険者（市町）の見込を上回る過大な給付費が発生する場合に備えて、国、県、市町で財源を負担し、不足する資金の交付・貸付を行うための準備基金。

○介護離職

高齢の親や家族等を介護する必要性が生じたことにより、今の仕事を辞めざるをえなくなること。

○介護ロボット

情報をセンサーなどで感知し、知能・制御系の機能で判断し、駆動系の部品で動作するという、3つの要素技術を有する、知能化した機械システムで利用者の自立支援や、介護者の負担の軽減に役立つ介護機器（装着型パワーアシスト、見守りセンサー等）。

○かかりつけ医

主に地域の診療所において、日常生活における健康の相談、比較的軽度な病気や慢性的な病気の治療、病院紹介などを行う医師。

○かかりつけ歯科医

継続的に歯・口腔に関する医療、歯科検診等の保健事業、口腔機能の向上等の福祉サービスを提供し、地域に密着した役割を果たす歯科医師。

○かかりつけ薬剤師・薬局

患者の服薬情報を一元的・継続的に把握し、医療機関等と連携することにより、重複投薬の防止、副作用の早期発見や残薬の解消等を行う薬剤師・薬局。

○活動推進リーダー

老人クラブ等において、日常生活支援の担い手の中心となる、リーダー養成研修を修了した者。

【き】○キャラバン・メイト

キャラバン・メイト養成研修を受講し、全国キャラバン・メイト協議会に登録された、認知症サポーター養成講座の講師。

○キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

○居住支援協議会

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会等で組織された協議体。

○居宅サービス計画（ケアプラン）

居宅の要介護者が、個々のニーズに即した介護サービスを適切に受けられるよう、利用するサービスの種類や内容などを定めた計画。

【け】○ケアプランの点検

受給者（利用者）が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供を改善するため、介護支援専門員が作成したケアプランの内容について、事業者に資料提供を求め又は訪問調査を行い、市町職員等の第三者が点検及び支援を行うこと。

○ケアマネタイム

医師が介護支援専門員（ケアマネジャー）と相談を行う時間帯（ケアマネタイム）を設定し、医師と介護支援専門員等との連携強化を図るもの。

○軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）

身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことが困難で家庭の援助を受けることが困難な60歳以上の者を対象に、食事の提供等、日常生活上必要なサービスを低額な料金で提供する老人福祉施設。平成20(2008)年6月に施設種別が統一化され、A型は経過施設となった。

○県健康福祉祭（ねんりんピック山口）

高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会貢献活動への参加を促進し、高齢者が活躍できる地域社会の実現に資することを目的として、平成2(1990)年度から開催している高齢者のスポーツ・文化の祭典（県版ねんりんピック）。

○健康サポート薬局

「かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する（健康サポート）薬局」のことで患者や住民から、薬や健康に関する様々な相談に対応。

○健康やまぐちサポートステーション

県が運営している健康づくりに関するホームページ。イベント、ウォーキングコース、ライフステージに応じた健康づくりの情報や取り組み、調査結果など多彩な情報を提供。

○言語聴覚士（ST）

言語聴覚士法に規定される国家資格。音声機能や言語機能、聴覚に障害がある者について、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練や必要な検査、援助等を行う者。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な人たちの権利を守るために、権利の行使や回復等を支援すること（支援する活動）。

【こ】○口腔機能の向上

口の機能には、「かみ砕く（^{そしゃく}咀嚼）・飲み込む（^{えんげ}嚥下）」「言葉を発する（発音）」など様々な役割があり、口腔機能の向上により、食べる楽しみ、誤嚥性肺炎の予防、QOL向上などを図るもの。

○合計特殊出生率

その年次の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

○行動・心理症状（BPSD）

認知症に伴う徘徊や妄想・攻撃的行動・不潔行為・異食など、記憶障害・見当識障害・判断力の障害・実行機能障害などの「中核症状」に伴って現れる精神・行動面の症状。Behavioral and Psychological Symptoms of Dementiaの略。

○個室ユニット型施設

入居者を10人程度の小集団に分け、各個室に隣接した共同生活室を中心とした場所（ユニット）ごとに日常生活が営まれ支援が行われる施設形態。居宅に近い居住環境の下で、日常生活と介護の単位を一致させたケアが行われる。

○子育てサポーター

高齢者や子育て経験者等で、地域の子育て支援活動に興味・意欲があり、研修等で子育て支援活動に必要な基礎知識を習得し、「やまぐち子育てサポーターバンク」に登録した者。

○コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組が行われている。

【さ】○在宅介護支援センター

高齢者や家族等からの相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるよう、市町、関係機関やサービス提供事業所等との連絡調整などを行う相談機関。

○災害派遣福祉チーム（DWAT）

大規模災害時に、一般避難所等において災害時要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に適切な福祉支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化といった二次被害の防止を図ることを目的とする、福祉専門職等で構成するチーム。

○在宅医療の圏域

急変時の対応体制や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、在宅医療に必要な連携を担う拠点及び在宅医療において積極的役割を担う医療機関の配置状況、在宅医療・介護連携の取組の実施状況等を踏まえ、「第8次山口県保健医療計画」において設定する圏域。

○在宅医療に必要な連携を担う拠点

地域の実情に応じて、関係者による会議の定期的な開催、多職種による情報共有の促進、在宅医療に関する地域住民への普及啓発等の在宅医療に係る取組を実施することとして、「第8次山口県保健医療計画」において位置付ける機関・団体等。

○在宅医療において積極的役割を担う医療機関

地域の実情に応じて、夜間や医師不在時、患者の病状の急変時における診療の支援、患者の病状が急変した際の受入れ等を行うこととして、「第8次山口県保健医療計画」において位置付ける医療機関。

○在宅療養後方支援病院

在宅医療を提供する医療機関と連携し、あらかじめ緊急時の入院希望を届け出ている患者の急変時等に24時間体制で対応し、必要があれば入院を受け入れる病院。

○在宅療養支援歯科診療所

高齢者の在宅又は社会福祉施設等における療養を歯科医療面から支援する歯科診療所。

○在宅療養支援病院・診療所

地域において在宅医療を支える24時間の窓口として、他の病院、診療所等と連携を図りつつ、24時間体制で往診や訪問看護等を提供する病院・診療所。

○作業療法士（OT）

理学療法士及び作業療法士法に規定される国家資格。医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を指導する専門医療従事者。

○サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、少なくとも安否確認サービスと生活相談サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」として登録された住宅。

【し】○社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に規定される国家資格。福祉に関する専門的知識・技術を持って、社会福祉施設や地域包括支援センター、福祉の相談機関等において、相談や助言・指導等を行う者。

○若年性認知症

65歳未満で発症した認知症。

○若年性認知症コールセンター

若年性認知症の総合相談窓口として、国が認知症介護研究・研修大府センターに設置。若年性認知症に関する疑問、悩み等について回答し、相談者の地域の支援機関につなぐ相談機関。

○若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人や家族等からの相談及び若年性認知症の人やその家族等の支援に携わ

る者のネットワークを調整する者。

○重層的な見守り体制

ひとり暮らしの高齢者等に対し、行政や住民、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体が協働して、日常的な見守りや声かけ、生活援助等を行う仕組み。

○住宅改修等の点検

受給者（利用者）の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修や福祉用具購入・貸与を排除するため、保険者（市町）が訪問調査等を行い住宅改修の施工状況の点検及び福祉用具の必要性や利用状況等の点検を行うこと。

○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

○集落営農法人

1 から数集落を単位に、関係農家の農地利用の合意形成の下、集落内農地の相当面積を集積し、集落内の相当数の農家が参加して効率的な営農を実践する法人。

○縦覧点検

介護報酬の請求内容の誤り等を早期に発見するため、受給者（利用者）ごとに複数月にまたがる支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行うこと。

○就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする役割を担う者。

○主任介護支援専門員

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言、指導その他の介護支援サービスを適切かつ円滑に提供するために必要な知識及び技術を修得することを目的とした主任介護支援専門員研修を修了した者。

地域包括支援センターにおいては、担当区域の第1号被保険者数に応じて配置が必要。

○生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」

市町や団体等が登録した生涯学習講座や学習コンテンツ（ビデオ学習等）、生涯学習成果の発表の場としてのネットギャラリー、生涯学習関係サイト等の情報をインターネット上で提供するシステム。

○生涯現役社会づくりポータルサイト

従来の「生涯現役推進センター」、「生涯現役社会産学公推進協議会」、「やまぐち生涯現役社会づくりミュージアム」を統合して平成29(2017)年2月に開設された、生涯現役社会実践活動の発信・交流のためのホームページ。

○シルバー人材センター

高齢者にふさわしい仕事を家庭、企業、公共団体等から引き受け会員に提供している高齢者の雇用就業対策の重要な柱の一つとして位置付けられている公益的・公共的な団体（一定規模以下の任意団体はミニシルバー人材センター）。

○人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）

自らの希望する医療やケアを受けられるよう、患者や家族等が、人生の最終段階においてどのような医療・ケアを望むか日頃から話し合い、共有する取組。

【せ】○生活援助従事者研修

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を取得することを目的として実施する研修。

○生活支援コーディネーター

地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う、生活支援や介護予防サービスの体制の構築に向けたコーディネートの役割を果たす者。

○生活支援サービス

地域住民の日常生活を支えるために必要な買い物支援や配食サービス、見守り・安否確認、身近な生活交通の確保など各種サービス。

○生活支援ハウス

高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び地域住民との交流機能等を提供する施設。多くの場合、通所介護事業所の居住部門として整備されている。

○精神保健福祉士

精神保健福祉士法に規定される国家資格。精神障害者の保健、福祉に関する専門的知識・技術を持って、精神障害者の社会復帰に関する相談援助等を行う者。

○成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々について、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、財産管理や日常生活上の契約等を行うことにより、本人を法的に支援する制度。

○全国健康福祉祭（ねんりんピック）

60歳以上の高齢者を中心とするスポーツ、文化、福祉の総合的な祭典。厚生省（現・厚生労働省）の創立50周年を記念して、昭和63(1988)年の第1回ひょうご大会以来、毎年、都道府県の持ち回りで開催。

【た】○団塊の世代

戦後間もない昭和22(1947)年から昭和24(1949)年までの、いわゆる第一次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代。

○団塊ジュニア世代

団塊の世代の子供が多いとされる昭和46(1971)年から昭和49(1974)年までの、いわゆる第二次ベビーブーム時代の3年間に生まれた世代。

【ち】○地域医療介護連携情報システム

地域の医療機関や介護事業者等が情報通信技術を利用して患者情報を共有し、より質の高い医療・介護を提供するためのネットワークシステム。

○地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。

○地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

○地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。

○地域包括支援センター

地域の高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的として各市町に設置される施設。介護予防のマネジメントや、高齢者等に対する総合相談・支援、高齢者の権利擁護などの事業を行う。

○チームオレンジ

認知症サポーター等で編成するチームによる認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う仕組み。

○中小企業労働相談員

円滑な労使関係を確立するため、中小企業を訪問し、労働施策や制度のPR、労働問題一般の相談に応じることができる専門知識を有する者。

【て】 ○デマンド型乗合タクシー

利用者のニーズに応じて、電話予約や区域運行など、柔軟な運行を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

【に】 ○日常生活圏域

保険者（市町）が地域密着型サービス等の提供体制を計画的に整備するため、地理的条件、人口等を総合的に勘案し、地域の実情に合わせて設定する身近な生活圏域。

○認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域の人や専門職など誰もが気軽に集い、情報交換や交流ができる憩いの場。

○認知症ケアパス

認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

○認知症月間

国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、9月21日の認知症の日を含む9月を認知症月間に設定。

○認知症サポーター

市町や職場等で実施されている認知症サポーター養成講座を受講し、認知症に対する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする者。

○認知症サポート医

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。

○認知症疾患医療センター

地域の医療提供体制の中核として認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、症状増悪時の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSDやせん妄予防のための継続した医療・ケア体制を整備する機関。

○認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチーム。

○認知症地域支援推進員

市町に配置し、地域の支援機関間の連携づくりや認知症ケアパス・認知症カフェ・社会参加活動などの地域支援体制づくり、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を実施する者。

○認定調査員

要介護（要支援）認定を申請している被保険者宅等を訪問し、その心身の状況や置かれている環境等について調査し、一次判定に必要な調査票と特記事項の記入を行う面接調査員（市町職員、市町が委託した居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員など）。

○認知症本人大使「やまぐち希望大使」

認知症の本人からの発信を通して、広く県民の理解促進を図り、認知症があってもなくても同じ社会の一員として共に暮らせる地域づくりを推進するために、山口県が委嘱した認知症の人。

【の】○ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくした、高齢者や障害者等にも乗り降りが容易なバス。

【は】○パーソン・センタード・ケア

認知症の人の人格を尊重し、医学的、身体的症状だけを見るのではなく、性格傾向や生活歴、健康状態や個人の歴史等を知ってケアを行うこと。

○働き方改革

一人ひとりの意思や能力、状況に応じた多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求するため、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革。

○8020運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする取組。

【ひ】○ピアサポート

ピアとは「仲間」、サポートは「支援する」ことを意味し、専門家によるサポートとは違い、同じ経験をした仲間による仲間への支援という形で行われる活動。

○BCP（業務継続計画）

新型コロナウイルス等感染症や大地震などの災害発生時、業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方策を計画書としてまとめたもの。

【ふ】○福祉人材センター

福祉の仕事を希望する方と、人材の必要な社会福祉施設等をつなぐ「福祉人材無料職業紹介所」。

○福祉のまちづくり

高齢者や障害者の方などの日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除き、自らの意思で自由に行動でき、容易に社会参加ができるだれにもやさしい社会を築いていくこと。

○福祉の輪づくり運動

県下の社会福祉協議会が中心になって、住民やボランティアの参加を得るとともに、保健・医療・福祉関係をはじめとした様々な機関・団体との連携の下、地域で浮かび上がっている困りごとや心配ごとを解決するための仕組みづくり。

○ふれあい・いきいきサロン

ひとり暮らしの高齢者や家に閉じこもりがちな高齢者など、寂しさや不安を持つ人に地域住民とのふれあいや生きがいの場を提供するため、住民が主体となって企画し、自主的な運営を行うサロン活動。

【ほ】○放課後児童クラブ

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

○訪問栄養食事指導

在宅において療養を行っており、通院が困難な患者に対して、管理栄養士が訪問して行う食事指導のこと。

○訪問口腔衛生指導

訪問診療を行った歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等が訪問して療養上必要な指導として患者又はその家族に対して、当該患者の口腔内での清掃（機械的歯面清掃を含む）又は有床義歯の清掃に係る実地指導を行うこと。

○訪問介護員（ホームヘルパー）

介護保険法施行令第3条第1項各号に掲げる研修課程を修了した者で、要介護者等の家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う者。

○訪問診療

在宅において療養を行っており、通院が困難な患者に対して、計画的・定期的に訪問して行う診療のこと。

○訪問薬剤管理指導

在宅において療養を行っており、通院が困難な患者に対して、薬剤師が、医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を作成の上、患者の自宅などを訪問して、薬歴管理や服薬指導などを行うこと。

○本人ミーティング

認知症の人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。

【や】○やまぐち安心おでかけ福祉マップ

障害のある方や高齢者、小さい子どもを連れた方などが安心して外出できるよう配慮された施設の情報を掲載したホームページ。

○やまぐちオレンジドクター

地域で暮らす高齢者やその家族からのもの忘れや認知症に関する相談等に対応できる医師として県の登録を受けた医師。

○山口県健康エキスパート薬剤師

県民の健康維持・増進への取組の支援及び受診が必要な県民を早期に医療につなげるため、地域において学術的な知識、経験などを活かして、医療・健康・保健等から総合的に県民の支援を行う薬剤師。

○やまぐちPREMIUM オレンジドクター

もの忘れや認知症に関する相談等の対応に加え、オレンジドクターによる認知症診療への支援を行うことができる、認知症に関するより専門的な知識と技能を有する医師として県の登録を受けた医師。

○山口きらめき財団

県民活動の推進や男女共同参画社会づくり、地域文化の振興に向けた事業を総合的に推進するために設立された公益財団法人。助成金の交付による活動団体の支援や普及啓発、交流・ネットワークづくり等を行っている。

○やまぐち元気生活圏づくり

集落の枠を超えた広い範囲(小学校区等)で、日常生活に必要な機能・サービスを拠点化するとともに、拠点と集落の間をネットワークで結ぶことにより、集落機能や日常生活を支え合える生活圏を形成し、コミュニティ組織による自主的・主体的な取組により、地域を維持・活性化するための仕組みづくり。

○やまぐち健康応援団

県民を対象に、食生活や運動など健康づくりの各分野で主体的な取組を行う事業所・団体等を登録する制度。

○やまぐち県民活動支援センター

県内全域のNPO活動やボランティア活動等の県民活動を支援するため、県が設置している施設。県民活動に関する情報の収集・提供や、相談・助言、各種研修等を実施している。

○やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

身障者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害者や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

○やまぐち働きやすい介護職場宣言制度

介護人材の確保に向け、介護事業者の人材育成・確保の取組を求職者等から「見える化」し、事業者の主体的な取組を促す制度。

○ヤングケアラー

家事や家族の世話、介護等のために子どもらしい生活を送ることができない子どものこと。

【ゆ】○ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人がはじめてから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

【よ】○養護老人ホーム

環境上又は経済的理由により在宅での生活が困難な65歳以上の低所得の者を対象に、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練等の援助を提供する老人福祉施設。

○要介護認定の適正化

適正かつ公平な要介護認定の確保を図るため、変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について市町職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検を行うこと。

○要支援・要介護認定者

要支援もしくは要介護状態の者又はそのおそれがある状態にある者で、市町の要支援又は要介護の認定を受けた者。

○要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する者。

【り】○理学療法士（PT）

理学療法士及び作業療法士法に規定される国家資格。医師の指示の下に、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操やその他の運動、電気刺激、マッサージ等の理学的治療を行う専門医療従事者。

○離職した介護人材の届出システム

離職した介護福祉士の資格取得者等が、氏名や連絡先等の情報を福祉人材センターに届け出ること、介護に関する最新情報の提供や研修によるスキルの維持・向上サポート、復職希望時のマッチングなどの支援を継続的に受けることができる制度。

○療養病床

主に慢性期の疾患のため長期にわたって療養の必要な患者が入院する病床で、医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。主に急性期の疾患を扱う一般病床と区分される。

【れ】○レスパイトケア

高齢者の介護にあたる家族が休息をとったりするために、ショートステイやデイケアなどのシステムを利用し、一時的に介護から離れて心身のリフレッシュを図ること。

【ろ】○老人クラブ

高齢者がその知識や経験を活かし、生きがいと健康づくり等のための多様な社会活動を通じて自らの生活を豊かなものとするを目的とした、高齢者により自主的に運営される団体。

○ロコモティブシンドローム（運動器症候群）

加齢に伴う骨、関節、筋肉等の運動機能の低下により、介護が必要になったり、寝たきりになったりする可能性の高い状態。

【わ】 ○ワーク・ライフ・バランス

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などでも、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じた生き方をすること。

第八次やまぐち高齢者プラン

発行 令和6(2024)年3月
編集 山口県健康福祉部長寿社会課
〒753-8501 山口市滝町1番1号
電 話 083 (933) 2788

本冊子の内容は、県ホームページに掲載されています。
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/49/>



山口県